

2. 別紙2関係（意見：7件）

ご意見1.（反対意見）

安全性は低下しないというデータを示すべきである。

緩和すべきではなく、輸入二輪自動車に適用される基準を強化し、緩衝装置を備えなければならないと規定すべきである。

<見解>

自動車の緩衝装置は、走行時におけるタイヤの路面接地性を保ち、車両姿勢から受ける影響を低減することによって運転操作による車両制御が最大限発揮できるようにするために、車枠と車輪等（走行装置、かじ取装置及び制動装置等）を適切な位置及び状態に保つために必要なものとなっております。

二輪自動車における車両姿勢から受ける影響（ヨーイング及びローリング）の低減には、運転者の運転操作（二輪車のバンク）によって行われているところがあることから、運転操作による車両制御が最大限発揮できるようにするために必要な構造も四輪車とは異なると考えられているところです。

今回の改正提案は、二輪自動車の緩衝装置の装備義務に係るもので、四輪自動車と比較した二輪自動車の走行時の特性を見ると、一定の安全性が確保できる範囲内で二輪自動車の緩衝装置の装備義務化を図るべきと考えております。

ご意見2.（反対意見）

「特段の問題は見受けられない」との根拠は何でしょうか。

「誰でも造れる」状況にするのは問題があると思います。

きちんとした、安全性が証明できる車両にのみ許可する仕組みを作らなければならないと思います。

<見解>

今回の改正提案は、二輪自動車の緩衝装置の装備義務に係るもので、四輪自動車と比較した二輪自動車の走行時の特性を見ると、一定の安全性が確保できる範囲内で二輪自動車の緩衝装置の装備義務化を図るべきと考えております。

ただし、製作時に前後輪に緩衝装置を備えた二輪自動車の緩衝装置取り外しについては、改造自動車としての取扱いが未だ明確化されておられませんので、実証実験等を行い必要な要件を検証することといたします。

よって、今回の改正提案は、改正時期及び内容を再検討させて頂くこととし、見送ることとさせていただきます。

ご意見3.（反対意見）

二次架装や不正改造の発見が困難となり、登録の不備等のおそれがあり車検制度の公平性が失われ制度上の格差が生じ混乱を招くと予測されるので反対

します。

リジットとなる改造はフレームの切断、溶接加工があり何の届出もなく行われることはフレームの強度等、安全性の確認が取れないので強度検討を含む改造申請は必須ではないでしょうか。

また、その一方で悪質な業者やユーザーによる常習的な虚偽の申し立て（輸入時からその形であったと審査の際に申告）等の不正により、審査検査時に見抜けず間違えて規制等の係らない旧年式車として登録されている車両が多く存在します。（審査制度の不備を突いた申告前の車両に車外品のリジットフレーム等を乗せ替えた数多くの刑法の公正証書原本不実記載の罪及び道路運送法第29条違反が紛れ込んでいます。）

緩衝装置の取り外し行為は見た目では容易に判断可能ですが、道路運送車両法第29条違反車両（偽打刻）の発見が現場では非常に困難になるでしょう。もし緩和を行うのであればこれを期に偽装等を行った者に対して告発を含むペナルティを科し是正措置を必ずとることをお願いしたい。（是正措置なしの不公平な規制緩和は反対）

<見解>

今回の改正提案は、二輪自動車の緩衝装置の装備義務に係るもので、四輪自動車と比較した二輪自動車の走行時の特性を見ると、一定の安全性が確保できる範囲内で二輪自動車の緩衝装置の装備義務化を図るべきと考えております。

ただし、製作時に前後輪に緩衝装置を備えた二輪自動車の緩衝装置取り外しについては、改造自動車としての取扱いが未だ明確化されておきませんので、実証実験等を行い必要な要件を検証することといたします。

よって、今回の改正提案は、改正時期及び内容を再検討させて頂くこととし、見送ることとさせていただきます。

また、車台及び車枠を不正に変更するとともに、書面を偽造することで自動車の製作年を偽っているとの情報につきましては、不正な事実が明らかなものから行政機関も協力のうえ所要の手続きを講じることとします。

意見4.（反対意見）

緩衝装置無しを前提に設計・製作され、ある程度の市場実績をもった製品と、単なる固定・取り外しの同一視は避けるべきであり、明確な技術基準を制定すべきと考えます。

<見解>

製作時に前後輪に緩衝装置を備えた二輪自動車の緩衝装置取り外しについては、改造自動車としての取扱いが未だ明確化されておきませんので、実証実験等を行い必要な要件を検証することといたします。

よって、今回の改正提案は、改正時期及び内容を再検討させて頂くこととし、見送ることとさせていただきます。

意見 5. (賛成意見)

規制緩和賛成です。

実際に後輪軸部の緩衝装置がない車両でも安全走行にはさほど影響がありません。直進、曲り、停止共に影響があるとは思えません。

<見解>

製作時に前後輪に緩衝装置を備えた二輪自動車の緩衝装置取り外しについては、改造自動車としての取扱いが未だ明確化されておられませんので、実証実験等を行い必要な要件を検証することといたします。

よって、今回の改正提案は、改正時期及び内容を再検討をさせて頂くこととし、見送ることとさせていただきます。

意見 6. (賛成意見)

リアサスに関する規制は特に厳しくする必要が見えません。

<見解>

製作時に前後輪に緩衝装置を備えた二輪自動車の緩衝装置取り外しについては、改造自動車としての取扱いが未だ明確化されておられませんので、実証実験等を行い必要な要件を検証することといたします。

よって、今回の改正提案は、改正時期及び内容を再検討させて頂くこととし、見送ることとさせていただきます。

意見 7. (賛成意見)

歓迎致します。

何時までも、国に守って貰っては、自己が確立しません。

<見解>

製作時に前後輪に緩衝装置を備えた二輪自動車の緩衝装置取り外しについては、改造自動車としての取扱いが未だ明確化されておられませんので、実証実験等を行い必要な要件を検証することといたします。

よって、今回の改正提案は、改正時期及び内容を再検討させて頂くこととし、見送ることとさせていただきます。